

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料が年金から引き落とされている方へ 31年度の保険料のお知らせをお送りします



保険料のお知らせを4月1日(月)に発送します

4月・6月・8月に支給される年金から引き落とし(天引き)になる保険料のお知らせを、4月1日(月)に発送します。

- 31年度の保険料が確定する前の仮の保険料額でお知らせします
31年度の保険料は、30年中の所得に基づいて確定します。確定するまでの間、4月・6月・8月に年金から引き落とされる保険料額は、▶国民健康保険料は31年2月支給の年金から引き落とされた金額と同額、▶後期高齢者医療保険料は、4月は31年2月支給の年

金から引き落とされた金額と同額、6月・8月は29年中の所得状況をもとに調整した金額を、それぞれ引き落とします。

- 31年度の保険料額は確定後に改めてお知らせします
30年中の所得に基づき改めて31年度の保険料を計算し、▶国民健康保険料は6月中旬に、▶後期高齢者医療保険料は7月中旬に、確定後の保険料をお知らせします(保険料の支払いが「年金引き落とし」以外の方を含む)。

「年金引き落とし」から「口座振替」への変更

保険料の支払いは、申し出により8月引き落とし分以降、「年金引き落とし」から「口座振替」に変更することができます。ご希望の方はお問い合わせください。

※後期高齢者医療制度では「口座振替」に変更した場合でも、保険料を滞納した場合は、「年金引き落とし」に切り替わることがあります。

問合せ

- ◆国民健康保険料の算定…医療保険年金課国保資格係(本庁舎4階)☎(5273)4146・FAX(3209)1436
- ◆国民健康保険料の口座振替…医療保険年金課国保収納係(本庁舎4階)☎(5273)4158・FAX(3209)1436
- ◆後期高齢者医療保険料…高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562・FAX(3203)6083



国民年金

みんなの生活を支えています

日本に住所のある20歳以上60歳未満の方は全員、国民年金に加入する必要があります(外国籍の方や中長期在留の留学生を含む)。国民年金に加入しなかったり、保険料を未納のままにしていると、将来の「老齢基礎年金」や、万一のときの「障害基礎年金」「遺族基礎年金」が支給されない場合があります。所得が少ないなどの理由で保険料の納付が難しい場合には、保険料の免除・猶予の制度をご利用ください。

問合せ

- ◆国民年金資格の取得と喪失・保険料の免除…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273)4532・FAX(3209)1436
- ◆国民年金の給付の申請…区医療保険年金課年金係(本庁舎4階)☎(5273)4338・FAX(3209)1436
- ◆国民年金の納付・厚生年金の申請等…新宿年金事務所(大久保2-12-1)☎(5285)8611・FAX(5285)8649
- ◆一般の年金相談
▶給付について…ねんきんダイヤル☎0570(05)1165
▶国民年金資格の取得と喪失、保険料免除について…ねんきん加入者ダイヤル☎0570(003)004
- ◆東京都国民年金基金☎0120(65)4192(フリーダイヤル)・☎(6804)2202
- ◆日本年金機構ホームページ
HP<http://www.nenkin.go.jp/>

31年度の国民年金保険料・年金額が決定しました

- 31年度の国民年金保険料
30年度に比べ、月額で70円引き上げられます。
【定額保険料】月額1万6,410円
【付加込み保険料】月額1万6,810円
※付加年金…月額400円を上乗せして納付すると、老齢基礎年金額を増やせます(増やせる金額は年額200円×付加込み保険料納付月数)。
- 31年度の年金額(年額)
【老齢基礎年金】78万100円(満額の場合)
【障害基礎年金】▶1級…97万5,125円
▶2級…78万100円
【遺族基礎年金】78万100円
【障害・遺族基礎年金の子の加算額】
▶第1子・第2子…22万4,500円
▶第3子以降…7万4,800円

届け出をお忘れなく

- 国民年金加入者の3つの種別
▶第1号被保険者…自営業・自由業などの方と配偶者、学生・アルバイトなどの方
▶第2号被保険者…会社員・公務員(厚生年金の加入者)などの方
▶第3号被保険者…第2号被保険者に扶養されている配偶者

現在の状況	届け出理由	届け出先	届け出後の種別
自営業・学生・無職などの方	20歳になった	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
		配偶者の勤務先	第3号被保険者
第1号被保険者	区外から転入した	届け出は不要	
	区内で転居した		
	海外へ転出するが国民年金保険料を納めたい	▶国内に協力者になる親族がいる方…区医療保険年金課・特別出張所 ▶国内に協力者になる親族がいない方…新宿年金事務所	第1号被保険者
	海外から転入した	区医療保険年金課・特別出張所	第2号被保険者
第2号被保険者	就職した	勤務先	第2号被保険者
	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	退職した	区医療保険年金課・特別出張所	第1号被保険者
第3号被保険者	第2号被保険者である配偶者の扶養になった	配偶者の勤務先	第3号被保険者
	就職した	勤務先	第2号被保険者
	配偶者が退職した 配偶者が65歳になった 扶養ではなくなった 配偶者が転職した(第2号被保険者を継続)	区医療保険年金課・特別出張所 配偶者の新しい勤務先	第1号被保険者 第3号被保険者

保険料の支払いが難しいときは免除・猶予の申請を

- ★学生納付特例制度…在学中の保険料を社会人になってから納付できる制度です。対象校の学生で、本人の前年の所得が一定額以下の方が申請できます。申請手続きは毎年必要です。
- ★免除制度…本人だけでなく、配偶者・世帯主の前年の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が全額または一部免除されます。
- ★納付猶予制度…50歳未満で、世帯主の所得にかかわらず本人・配偶者の所得が一定額以下の場合に、保険料の納付が猶予されます。

※いずれの制度も、申請時点の2年1か月前の月分までさかのぼって申請できます。申請期間に対応する前年の所得で審査するため、承認されない場合もあります。



産前産後期間の免除制度が始まります

- 届け出は4月から
31年2月以降に国民年金第1号被保険者が出産(※)した場合、出産前後の一定期間、国民年金保険料が免除されます。免除期間は出産予定日または出産日が属する月の前月から4か月間です(多胎妊娠は出産予定日または出産

日が属する月の3か月前から6か月間)。
産前産後期間として認められた期間は保険料を納付したのものとして老齢基礎年金の受給額に反映されます。
※妊娠85日(4か月)以上の出産(死産、流産、早産を含む)

ご存じですか 障害基礎年金

国民年金の加入中等に初診日がある病気やけがなどで障害の状態になり、障害認定日(※)に障害等級の1級または2級に該当した場合は、障害認定日から障害基礎年金を受けることができます。受給には、保険料を一定期間以上納めていることが必要です。
また、20歳前に初診日がある病気

やけがなどで障害の状態になった方は、障害等級の1級または2級に該当した場合、原則として20歳から障害基礎年金が受給できます。本人に一定額以上の所得等がある場合は支給が制限されます。
※初診日から1年6か月を経過した日またはその期間内に症状が固定した日